

事 務 連 絡  
令和3年5月19日

別記 ご担当者 各位

国土交通省海事局  
安全政策課危機管理室

基本的対処方針の改正等を踏まえた  
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月14日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです。

これを受けて、厚生労働省労働基準局長より国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官あてに、別添のとおり、昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策や、熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことについて周知依頼がありました。

つきましては、貴団体等におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力頂いているところですが、別添を含む本内容（下記URLをご参照いただくことを含む）について、傘下事業者等に周知頂き、引き続き感染防止に万全を期すとともに、事業継続が可能な体制の整備等に適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

## 記

- 基本的対処方針の改正等を踏まえた、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について、経済団体などに協力を依頼しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_18659.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18659.html)

- 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html)

(別添) 厚生労働省労働基準局長

「基本的対処方針の改正等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について」

電話：03-5253-8616(直通)

国土交通省海事局安全政策課

野間 noma-t59pb@mlit.go.jp

齊藤 saitou-m2qp@mlit.go.jp

柳 yanagi-k2fz@mlit.go.jp

**【別記】**

一般社団法人 日本船主協会  
一般社団法人 日本外航客船協会  
一般社団法人 日本旅客船協会  
一般社団法人 日本長距離フェリー協会  
日本内航海運組合総連合会  
外国船舶協会  
外航船舶代理店業協会  
日本船舶代理店協会  
一般社団法人 日本造船工業会  
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会  
一般社団法人 日本中小型造船工業会  
一般社団法人 日本舶用工業会  
一般社団法人 日本マリン事業協会  
一般財団法人 舟艇協会  
一般財団法人 日本造船技術センター  
公益財団法人 マリンスポーツ財団  
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会  
一般財団法人 沿岸技術研究センター  
公益財団法人 日本適合性認定協会  
日中国際フェリー株式会社  
有限会社 沖縄シップスエージェンシー  
有限会社 陸通  
一般社団法人 日本船舶電装協会  
一般社団法人 日本舶用機関整備協会  
一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局  
一般財団法人 日本海事協会  
一般財団法人 日本舶用品検定協会  
日本小型船舶検査機構  
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング  
DNV GL AS  
ロイドレジスター・グループリミテッド  
CCS  
韓国船級協会  
一般社団法人 大日本水産会

一般財団法人 日本船舶技術研究協会  
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会  
一般財団法人 日本モーターボート競走会  
公益社団法人 日本モーターボート選手会  
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会  
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会  
公益財団法人 日本財団  
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団  
公益財団法人 日本海事科学振興財団  
一般財団法人 日本船渠長協会  
一般社団法人 日本船長協会  
一般社団法人 全日本船舶職員協会  
一般財団法人 海洋育英社  
一般社団法人 海洋会  
一般社団法人 日本船舶機関士協会  
公益財団法人 海技教育財団  
独立行政法人 海技教育機構  
日本水先人会連合会  
一般財団法人 海技振興センター  
公益財団法人 海技資格協力センター  
一般財団法人 日本船舶職員養成協会  
公益社団法人 日本海員掖済会  
一般財団法人 日本船員厚生協会  
公益財団法人 日本船員雇用促進センター  
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団  
一般財団法人 全日本海員福祉センター  
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会  
一般社団法人 外航船員医療事業団  
船員災害防止協会  
一般社団法人 日本海事代理士会

基発 0517 第 4 号  
令和 3 年 5 月 17 日

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

基本的対処方針の改正等を踏まえた  
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和 3 年 5 月 14 日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです。

職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和 3 年 4 月 26 日付け及び同年 5 月 10 日付け厚生労働省労働基準局長通知により留意事項をお示しし、貴省の所管団体等に対して周知をお願いしたところですが、これらの事項に加え、昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策や、熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことにつきましてもご配慮いただくよう、貴省の所管団体等に対して周知の御協力をお願いいたします。

【照会先】

労働基準局 総務課

課長 石垣 健彦

課長補佐 富賀見 英城

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5554)

(直通電話) 03(3502)6741

労働基準局 安全衛生部労働衛生課

課長 高倉 俊二

室長補佐 岩澤 俊輔

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5497)

(直通電話) 03(3502)6755